又は指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援の種類に応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分に従いこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録したこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を審査支払機関に提出して行うものとする。

4　指定事業者又は総合事業受託者は、介護給付費等を請求しようとするとき又は審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従いこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録したこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を審査支払機関に提出して行うものとする。

（不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第二十三条　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省労働省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。
大臣官房会計課長	大臣官房会計課長
大臣官房厚生科学課長	大臣官房厚生科学課長
医政局長	医政局長
労働基準局長	労働基準局長
職業安定局長	職業安定局長
年金局長	年金局長
検疫所長	検疫所長
国立ハンセン病療養所長	国立ハンセン病療養所長
国立医薬品食品衛生研究所長	国立医薬品食品衛生研究所長
国立保健医療科学院長	国立保健医療科学院長
国立社会保障・人口問題研究所長	国立社会保障・人口問題研究所長
国立感染症研究所長	国立感染症研究所長
（削る）	国立児童自立支援施設長
国立障害者リハビリテーションセンター総長	国立障害者リハビリテーションセンター総長
地方厚生局長	地方厚生局長
四国厚生支局長	四国厚生支局長
都道府県労働局長	都道府県労働局長
中央労働委員会事務局長	中央労働委員会事務局長